

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:都市整備部まちづくり推進課 No.013

処 分 名	組合の設立認可の取消し
処 分 の 概 要	都道府県知事は、組合の設立に認可を受けたものが認可の公告があった日から一ヶ月を経過しても召集しない場合は、組合設立の認可を取り消すことができます。
根拠法令等・条項	土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 125 条第 4 項
処 分 基 準	個々の申請について個別具体的な判断をせざるを得ないものであって、具体的な基準を定めることが困難であるため、設定しません。
設 定 年 月 日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 26 年 4 月 1 日）
備 考	ホームページのリンク先 http://www.city.kasukabe.lg.jp/machi/tochi/kukaku/index.html

■土地区画整理法
(組合に対する監督)

第二百五条

- 3 都道府県知事は、前二項の規定により検査を行った場合において、組合の事業又は会計がこの法律若しくはこれに基づく行政庁の処分又は定款、事業計画、事業基本方針若しくは換地計画に違反していると認めるときは、組合に対し、その違反を是正するため必要な限度において、組合のした処分の取消、変更若しくは停止、又は組合のした工事の中止若しくは変更その他必要な措置を命ずることができる。
- 4 都道府県知事は、組合が前項の規定による命令に従わない場合又は組合の設立についての認可を受けた者がその認可の公告があつた日から一月を経過してもなお総会を招集しない場合においては、その組合の設立についての認可を取り消すことができる。

根拠法令及び
関係法令等の抜粋